

## 令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

### 【D日程入試】法律専門科目試験

#### 憲法 出題の意図

##### 問題1

最二判令和4年2月7日（民集76巻2号101頁）をモデルにした設問である。

最高裁は、職業の許可制は職業の自由に対する強力な制限であるから重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要するとする薬事法判決（最大判昭和50年4月30日・民集29巻4号572頁）を引用しつつも、経済的弱者である視覚障害者の職域確保という目的は公共の福祉に合致しており、その措置の必要性については専門的・技術的な評価および社会福祉・社会経済・国家財政等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするとして、立法府の判断が政策的・技術的な裁量の範囲を逸脱し著しく不合理であることが明白な場合でない限り、憲法22条1項に違反しないことは、小売市場事件判決（最大判昭和47年11月22日・民集26巻9号586頁）の趣旨に徴して明らかであると判示した。

あはき法19条が積極目的規制であることは明白であるが、昭和22年の法律制定時の附則にいう「当分の間」が、Aが主張するように視覚障害者の職業選択の幅が大きく広がっている現在においてもまだ続いているかどうかなど、本判決に対しては批判も多い。必ずしもこの事件を知っている必要はなく、提示された事実在即して判断ができればよい。本件と類似の事例としては、たばこ専売制廃止後のたばこ事業法の営業許可をめぐる最二判平成5年6月25日（判時1475号59頁）がある。

##### 問題2

二院制のメリットとしては、多様な意見を反映できること、下院の数の代表に対し上院は「理」や「良識」を代表しうること、拙速を避けて慎重審議が可能であること、立法権自体の権力分立などが挙げられる。他方、デメリットとしては非効率で政策決定が遅れること、二院を維持する費用が掛かること、立法過程が複雑化すること、第二院の意見が無視されるようになると存在意義や有効性に疑問が生じることなどが挙げられる。